

取替法による取替資産の償却額の計算に関する 明細書

別表十六(五) 令七・四・一以後終了事業年度分

資 産 区 分	種 類	1						
	第 10 条 各 号 の 該 当 号	2	第 号	第 号	第 号	第 号	第 号	第 号
	細 目	3						
	取 得 年 月 日	4	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・
	事 業 の 用 に 供 し た 年 月	5						
	耐 用 年 数	6	年	年	年	年	年	年
取 得 価 額	取 得 価 額 又 は 製 作 価 額	7	外 円	外 円	外 円	外 円	外 円	外 円
	(7)のうち積立金方式による圧縮記帳の場合の償却額 計算の対象となる取得価額に算入しない金額	8						
	差 引 取 得 価 額 (7) - (8)	9						
帳 簿 価 額	償 却 額 計 算 の 対 象 と な る 期 末 現 在 の 帳 簿 記 載 金 額	10						
	期 末 現 在 の 積 立 金 の 額	11						
	積 立 金 の 期 中 取 崩 額	12						
	差 引 帳 簿 記 載 金 額 (10) - (11) - (12)	13	外△	外△	外△	外△	外△	外△
	損 金 に 計 上 し た 当 期 債 却 額	14						
	前 期 か ら 繰 り 越 し た 債 却 超 過 額	15	外	外	外	外	外	外
	合 計 (13) + (14) + (15)	16						
	前 期 か ら 繰 り 越 し た 特 別 債 却 不 足 額 又 は 合 併 等 特 別 債 却 不 足 額	17						
	旧定率法又は定率法の償却額の計算の基礎となる金額 (16)-(17)	18						
当 期 分 の 普 通 債 却 限 度 額	平成 19 年 3 月 31 日 以 前 取 得 分 算	旧定額法による償却額計算の基礎となる金額 (9) - (9) × $\frac{10}{100}$	19					
	旧定額法	旧定額法の 債 却 率	20					
	旧定率法	旧定率法による償却額計算の基礎となる金額 (18)	21	円	円	円	円	円
	旧定率法	旧定率法の 債 却 率	22					
	算	出 債 却 額 ((19) × (20)) 又は ((21) × (22))	23	円	円	円	円	円
	平成 19 年 4 月 1 日 以 后 取 得 分 算	定額法による償却額計算の基礎となる金額 (9)	24					
	定額法	定額法の 債 却 率	25					
	定率法	定率法による償却額計算の基礎となる金額 (18)	26	円	円	円	円	円
	定率法	定率法の 債 却 率	27					
	算	出 債 却 額 ((24) × (25)) 又は ((26) × (27))	28	円	円	円	円	円
当 期 分 の 債 却 限 度 額	当 期 分 の 普 通 債 却 限 度 額 (23) 又は (28)	29						
	特 别 債 却 限 度 額	30	(外)	(外)	(外)	(外)	(外)	(外)
	前 期 か ら 繰 り 越 し た 特 別 債 却 不 足 額 又 は 合 併 等 特 別 債 却 不 足 額	31						
	合 計 (29) + (30) + (31)	32						
	差 引 取 得 価 額 × 50 % (9) × $\frac{50}{100}$	33						
	当 期 債 却 可 能 限 度 額	34						
	当 期 の 通 常 債 却 額 (32) 又は (34) のうち少ない金額)	35						
当 期 分 の 債 却 限 度 額	取 り 替 え た 新 た な 資 産 に 係 る 損 金 算 入 額	36						
	債 却 限 度 額 (35) + (36)	37						
	当 期 債 却 額	38						
	差 引 債 却 不 足 額 (37) - (38)	39						
差 引 債 却 超 過 額	債 却 超 過 額 (38) - (37)	40						
	前 期 か ら の 繰 越 額	41	外	外	外	外	外	外
	当 認 期 容 損 金 額	42						
	積 立 金 取 崩 し に よ る も の	43						
特 別 債 却 却 不 足 額	差 引 合 計 翌 期 へ の 繰 越 額 (40) + (41) - (42) - (43)	44						
	翌 期 に 繰 り 越 す べ き 特 別 債 却 不 足 額 (((39) - (42)) と ((30) + (31)) のうち少ない金額)	45						
	当 期 に お い て 切 り 捨 て る 特 別 債 却 不 足 額 又 は 合 併 等 特 別 債 却 不 足 額	46						
	差 引 翌 期 へ の 繰 越 額 (45) - (46)	47						
適 格 組 織 再 編 成 に よ り 引 き 継 ぐ べ き 合 併 等 特 別 債 却 不 足 額	翌 繰 の 期 越 内 へ の 額 記	48						
	当 期 分 不 足 額	49						
	組織再編成により引き継ぐべき合併等特別債却不足額 (((39) - (42)) と (30) のうち少ない金額)	50						